

懲戒処分等について

令和6年8月22日

次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

1. 処分対象者及び処分内容

処分事由	所属部名	年齢	性別	処分内容
パワーハラスメント等	こども部	53	女	減給3か月

2. 処分年月日

令和6年8月22日

3. 処分に至った事実の概要

職員は、職場における優越的な関係を背景として、部下に対し職務上の指導の範疇を超えた理不尽な言動を繰り返し、部下が精神的ダメージを受け職場環境が害されるというパワーハラスメントに認定される行為を行った。

また、職場内で問題が起きた際も対処すべき行動を怠り混乱を招いた。こうした行為は、職全体の不名誉となる行為であることから、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき処分を行うものである。

4. その他

管理監督義務違反

令和5年度 部長、課長 文書注意

令和6年度 部長、課長 文書注意

【担当課】

笠間市 市長公室 人事課

課長 藤田 優

電話：0296-77-1101（内線550）